

養育医療の手続きについて（防府市）

医師の診断により、入院加療を要する新生児については、申請により養育医療給付制度を受けることができます。新生児が退院するまで、乳幼児医療費助成制度と併用して医療扶助を受けることにより、新生児の医療にかかる保護者の負担が大きく軽減されます。

手 順

1 まず、市子ども家庭センター（子ども相談支援課）へ以下の書類を提出してください。

①	専門医の作成した意見書（診断書）	※ 医療機関が作成されます
②	申請書	
※1③	世帯調書	
※1④	所得税額の確認できる書類（源泉徴収、所得課税証明書等）	
※2⑤	対象児の加入している医療保険が確認できるもの	
※3⑥	福祉医療費受給者証（乳幼児用）	

※1③、④の書類は別添の「個人情報取得に関する同意書」に署名または記名押印することにより、省略することができます。ただし、市が保有していない情報がある場合、③または④の書類の提出を求められることがあります。

※2⑤の書類は以下のいずれかを持参ください。

- ・資格情報のお知らせ
- ・資格確認書
- ・マイナポータルからダウンロードした資格情報を印刷したもの

なお、⑤の書類について加入手続き中の場合は、加入する保険の被保険者（父、母など）の医療保険が確認できるものをご持参ください。

※3「福祉医療費受給者証」は市役所子育て推進課で手続きしてください。

また、⑤、⑥については、新規手続きが必要で、日数を要することから、あとから、持参されても結構です。

※市外から転入された方へ

1月から5月に申請される場合、申請年の前年の1月2日以降に転入された方、6月から12月に申請される場合、申請年の1月2日以降に転入された方は以下の書類をお持ちください。また、申請書の個人番号欄へご記入ください。

⑦	扶養義務者の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカード、通知カード等）
⑧	手続きに来られた方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）
⑨	委任状（個人番号提示用） ※手続きに来られた方と扶養義務者が異なる場合

2 次に、市子ども家庭センター（子ども相談支援課）より「養育医療券」が送付されますので、速やかに、医療機関へ提出してください。

3 養育医療にかかる自己負担金について

養育医療（国の制度）は、世帯の所得税額に応じて、毎月、自己負担金が発生します。しかし、その自己負担金は、乳幼児医療費助成制度（県・市の制度）により全額助成されます。（※ただし、乳幼児医療費助成制度の手続きをされた方のみ）

通常であれば・・・

市子ども相談支援課の発行する納付書により、自己負担金を、毎月、銀行等に支払い、領収書を、毎月、乳幼児医療費助成制度の窓口（市役所子育て推進課）へ持参して、助成の手続きを行い、後日、振込まれます。

つまり、自己負担金を、一旦、立て替え払いをし、後から補填されるという形となっています。

重要（委任する方法により省略できます）

自己負担金の支払及び助成（補填）を市長に委任することで、調整（相殺）することができます。したがって、前段の自己負担金を支払う手間や助成を受ける手続の手間が無くなります。

※ この方法をご希望される方は、別添「委任状（福祉医療費助成制度調整用）」に署名または記名押印してください。

4 赤ちゃんが退院されたあとは

ご要望により、市子ども家庭センターの保健師又は助産師が訪問させていただき、赤ちゃんの経過観察や栄養指導などの健康管理、また、育児不安に対する相談事業などを定期的に行っています。（乳幼児や妊産婦を対象とした様々な事業は、防府市のホームページなどでも確認できます。詳しくは下記までご連絡ください。）

申請書提出先・問い合わせ

防府市子ども家庭センター（子ども相談支援課）
〒747-0849 防府市西仁井令二丁目 28 番 8 号
TEL (0835) 24-8811 FAX (0835) 28-2511